

○厚生労働省告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十一号）第五十条第一項第四号の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正 後	改 正 前
イ (略)	イ (略)
(2) (1) 自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、自立生活援助又は共同生活援助(一)及び(二)の要件を満たす者であること。	(2) (1) 自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助(一)及び(二)の要件を満たす者であること。
(-)・(二) (略)	(-)・(二) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。)、就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。)又は就労定着支援(一)及び(二)の要件を満たす者であること。	(4) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。
(5) (略)	(5) (略)
口 指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成三十年四月一日以後の場合には、平成三十一年三月三十一日まで	口 指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十九年四月一日以後の場合には、平成三十年三月三十一日まで

(傍線部分は改正部分)

の間)は、イの規定にかかるらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ハ～ホ (略)

ヘ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第百七条に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第二百七条、第二百十三条の二又は第二百十三条の十二に規定する指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定に定にかかるらず、イ(1)(一)aからcまでの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。

ト
(略)

の間)は、イの規定にかかるらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ハ～ホ (略)

ヘ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第百七条に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第二百七条又は第二百十三条の二に規定する指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかるらず、イ(1)(一)aからcまでの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。

ト
(略)